# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
11	後期高齢者医療保険に関する事務	基礎項目評価書

# 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊万里市は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

# 評価実施機関名

佐賀県伊万里市長

### 公表日

令和6年9月25日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

_I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務						
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び佐賀県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び減額認定証発行等の事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届け出に関する確認 ②保険料賦課の算定に必要な要件の情報確認						
③システムの名称	・Acrocity後期高齢者(標準化前)、Acrocity後期高齢者支援(標準化後) ・後期高齢者医療広域連合電算処理システム						
2. 特定個人情報ファイル:	名						
(1)後期高齢者医療保険情報	ファイル (2)宛名情報ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表85の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条						
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携						
①実施の有無	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>1)実施する</li><li>2)実施しない</li><li>3)未定</li></ul>						
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 115項 117項 131 項						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	市民交流部 市民課						
②所属長の役職名	市民課長						
6. 他の評価実施機関							
なし							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	総合政策部 情報政策課 情報公開·統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491						
8. 特定個人情報ファイル	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	市民交流部 市民課 年金保険係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2153						

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢>
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点

2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和6年	令和6年9月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

# 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策						
1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類				
	通目評価書	] へては、それぞれ	1重点項目評価語	<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及し 3)基礎項目評価書及し ま又は全項目評価書において、リス	「全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネ	ットワークシス	テムを通じたり	(手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない						
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託		[	]委託しない	
4. 特定個人情報ファイルの 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	の取扱いの [	十分である	]	【 <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	]委託しない	
委託先における不正な使用	[	十分である		1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている iCた提供を除く。) <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移転が行われる	[ 伝(委託や情報 [	十分である <mark>報提供ネットワ-</mark> 十分である	ークシステムを通	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <mark>じた提供を除く。) [</mark> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 伝(委託や情報 [	十分である <mark>報提供ネットワ-</mark> 十分である	ークシステムを通	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている iにた提供を除く。)  <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている ]接続しない(入手) [ 〇 <選択肢> 1) 特につを入れている 2) 十分がある 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている	]提供・移転しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  5. 特定個人情報の提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリ	[ で(委託や情報 [ マステムとの)	十分である 報提供ネットワー 十分である 接続	<b>ークシステムを通</b> ] [	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている iじた提供を除く。)  【  〈選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている ]接続しない(入手) 【  〈選択肢> 1) 特に力を入れている	]提供・移転しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  5. 特定個人情報の提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  6. 情報提供ネットワークシ目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か不正な提供が行われるリスク	[ で(委託や情報 [ マステムとの [	十分である 報提供ネットワー 十分である 接続	<b>一クシステムを通</b> ] [	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている iにた提供を除く。)  〈選択肢> 1) 特に力をある 3) 課題が残されている ② (選択肢> 1) 特に力をある 2) 十分である 3) 課題が残されている ② (選択肢> 1) 特に力をある 1) 特に力をある 3) 課題が残されている 2) 十分である	]提供・移転しない	

8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監査	查 [ ] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

#### 変更簡所

変更箇所								
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
平成30年10月1日	I 5②所属長の役職名	樋口 哲也	長寿社会課長	事後				
平成30年10月1日	Ⅱ1対象者人数(いつ時点の 計数か)	平成27年7月1日 時点	平成30年3月31日 時点	事後				
平成30年10月1日	1月の野花子粉/11の味上の計	平成27年7月1日 時点	平成30年3月31日 時点	事後				
平成30年10月1日	③システムの名称	MCWEL後期高齢者	Acrocity後期高齢者医療	 事後				
令和1年6月28日	I 5①部署	市民部 長寿社会課	市民部 市民課	 事後				
	I 5②所属長の役職名	長寿社会課長	市民課長	 事後	<u> </u>			
令和1年6月28日	I 8連絡先	市民部 長寿社会課 医療保険係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-2153	市民部 市民課 年金保険係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-2153	事後				
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	 事後				
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱		平成31年3月31日 時点	 事後				
<b>今和1年6月28日</b>	者数 いつ時点の計数か IVリスク対策		※新様式への変更のため、追加	 事後				
令和2年7月10日	I 関連情報	市民部 市民課	市民生活部 市民課	事後				
令和2年7月10日	7 特定個人情報の関示・訂	総務部 情報広報課 市民サービス係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-2133	総合政策部 情報政策課 情報公開·統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	事後				
令和2年7月10日	8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡 先	1355番地1 [電話番号] 0955-23-2153	市民生活部 市民課 年金保険係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-2153	事後				
令和2年7月10日	人数 いつ時点の計数が	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後				
令和2年7月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後				
令和3年7月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後				
令和3年7月10日	者数 いつ時点の計数か	予和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後				
令和4年8月12日	テムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第2 項番 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62,80,87, 93,106	番号法19条第8号 別表第二 項番 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62,80,87, 93,106	事後				
令和4年8月12日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後				
令和4年8月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後				
令和4年8月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	市民生活部 市民課	市民交流部 市民課	事後	令和4年7月1日機構改革			
令和4年8月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡 先		市民交流部 市民課 年金保険係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-2153	事後	令和4年7月1日機構改革			
令和5年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年7月1日時点	事後				
令和5年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年7月1日時点	事後				
令和6年9月25日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. Acrocity後期高齢者医療 2. 後期高齢者医療広域連合電算処理システ ム	・Acrocity後期高齢者(標準化前)、Acrocity後期高齢者支援(標準化後) ・後期高齢者医療広域連合電算処理システム	事前				
令和6年9月25日	I 関連情報 3.個人番号の利 用 法令の根拠	番号法第9条第1項別表第一の59の項	番号法第9条第1項別表85の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第46条	事後				
令和6年9月25日	トワークシステムによる情報連	番号法第19条第8号 別表第二 項番1, 2, 3, 4, 5, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 58, 62, 80, 87, 93, 106	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 115項 117項 131項	事後				
令和6年9月25日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年9月1日時点	事後				
令和6年9月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年9月1日時点	事後				